

指導行政のポイント

地域運営学校法の“付帯決議”

菱村 幸彦

本紙 91号(前回)で取り上げた地域運営学校法案,すなわち「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が,6月2日,国会で可決・成立した。

法的拘束力はないが運用で尊重

地域運営学校法案の国会審議で特徴的なことは,衆参両院ともそれぞれ10項目に及ぶ付帯決議を付したことである。

付帯決議とは,法案を議決した際,法律の運用や解釈について議会の意見として議決するものである。付帯決議に法的な拘束力はないが,行政当局は法律の運用にあたって,議会在議決した内容について,可能な限り,その趣旨を尊重する慣行がある。

それともう一つ,法案の付帯決議をみれば,国会審議において何が問題となったかがわかる。今回の法案についても,付帯決議がその審議内容を伝えていえると言えよう。

そこで,以下に地域運営学校法案に付された付帯決議をみてみよう。衆参別々の付帯決議がついているが,内容的に共通するものが多いので,両者をまとめ,項目もある程度,統合・整理すると,おおむね次のようになる。

(1)制度の周知 地域運営学校制度が円滑に導入されるよう,制度の意義について,全国的に周知徹底に努めること。その際,P T Aや学校評議員制との相違点などを充分説明し,理解を得るよう努めること。

(2)学校の指定 学校運営協議会を置く学校を指定するにあたっては,保護者や地域住民の主体的な意欲と要望を尊重すること。指定は学校や地域の実情を踏まえ,公平・適切に行うこと。指定要件等が地方公共団体により大幅な相違がないよう指導・助言

を行うこと。また,指定学校とそれ以外の学校の教育水準に格差が生じたりすることがないように配慮をすること。

(3)運営協議会の委員 保護者と地域住民が一定の権限と責任をもって,より主体的に学校運営に参画するという目的を踏まえ,学校運営協議会の委員については,委員構成の適切な均衡に配慮し,公募制・推薦制などにより,幅広い分野から任命すること。

(4)運営協議会の運営 学校運営協議会の運営にあたっては,教育委員会,校長,学校運営協議会の責任の所在をあらかじめ明確にすること。また,関係者間の意思疎通が十分に図られるよう配慮すること。

(5)校長裁量の充実 指定学校における校長の裁量の充実と必要な予算の確保が図られるよう,適切な指導・助言を行うこと。

(6)人事に関する意見 学校運営協議会が任命権者に人事に関する意見を述べるにあたっては,恣意的なものとならないよう,教育委員会に対し適切な指導・助言を行うこと。また,任命権者が学校運営協議会の意見と異なる判断をするときは,その理由について説明責任を有することを周知すること。

(7)制度の評価 学校運営協議会制度について継続的な評価を行い,その成果と問題点を明確にすることにより,学校運営協議会の改善に努めること。

(8)児童・生徒の意見 必要により児童・生徒の発達段階に配慮しつつ,児童・生徒が意見を述べる機会を得られるよう適切な配慮に努めること。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

本紙は,<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

教育新時代の教頭に必須の能力/読本 No163

『新編 教頭読本』

佐藤晴雄【編】A5判224頁・定価2310円

●新刊案内●

好評発売中! グループ研修のテキストに

教育開発研究所刊

最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る/重要答申等全文収録!

『教職研修 '04情報版』菱村幸彦【監修】B5判270頁・定価2625円